

資料2

関係機関における
人的・物的体制の
整備等について

関係機関における体制整備

国等の再犯防止関係機関

検察庁

起訴猶予となる者等について、調査・面談等を行った上、支援策を検討し、高齢・障害等の問題を抱える者に対し、保護観察所や福祉サービス等窓口と連携して福祉サービス等につなげる、いわゆる入口支援を実施している。

刑事施設

受刑者に対し、矯正処遇（職業訓練を含む作業、社会生活への適応に必要な知識や生活態度等を習得させるための改善指導、学力が不十分な者等に対する教科指導）を実施している。

地方更生保護委員会

刑事施設や少年院に収容されている者について、改善更生の意欲や再犯のおそれ等を調査し、仮釈放等の許否を決定する。また、生活環境調整について、保護観察所間の調整等を実施している。

少年鑑別所

家庭裁判所等の決定に基づき、少年を収容するとともに、家庭裁判所や関係機関からの依頼に基づき鑑別を実施している。また、これらのノウハウをいかし、法務少年支援センターとして、地域社会の非行及び犯罪の防止に関する援助を実施している。

少年院

保護処分として送致された少年等に対し、その健全な育成を図ることを目的として、個々の特性に応じた矯正教育（生活指導、職業指導、教科指導等）や社会復帰支援を実施している。

保護観察所

保護観察対象者に対し、改善更生・社会復帰に向けた指導監督・補導援護を実施するほか、受刑者等に対する生活環境の調整や、起訴猶予者や刑期が終了等した者等に対する緊急的な措置（更生緊急保護）を実施している。また、民間の団体等に対する援助や犯罪予防活動も担っている。

警察

非行少年の健全育成のための支援のほか、刑事施設、保護観察所等と連携して、暴力団離脱指導、ストーカー再加害防止、子ども暴力的性犯罪対策等を実施している。

ハローワーク

刑務所出所者等の就労の確保に向け、刑事施設、少年院、保護観察所と連携して刑務所出所者等総合的就労支援を実施している。

その他様々な関係機関が連携して、犯罪をした者等の再犯防止対策を実施

推進法により求められる施策

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

再犯防止施策推進に関する重要事項

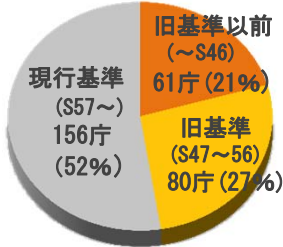
- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

推進法により求められる施策を適切に実施するため、
国の再犯防止関係機関の体制の整備の推進が必要

再犯防止を支える矯正施設

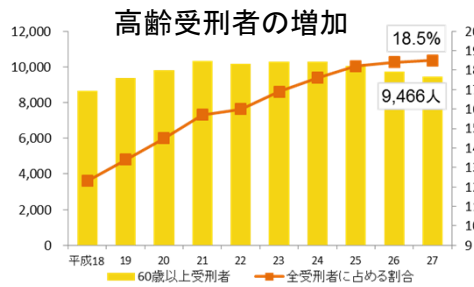
現状

矯正施設の耐震性能



建物構造のせい弱化の進行

矯正施設297庁のうち、現行の耐震基準制定（S56）以前築が80庁（約27%）、旧耐震基準改定（S46）以前築が61庁（約21%）

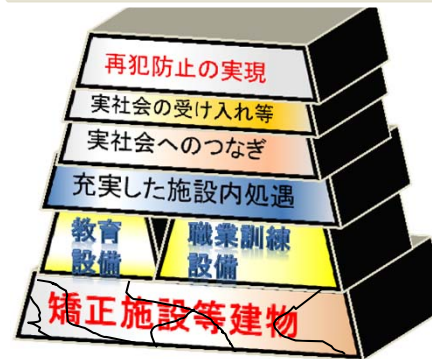


高齢化、有病率の増加

バリアフリー化に対応していない施設、医療の構造設備等が一般の医療水準を満たしていない施設等が多数存在



矯正施設は全ての再犯防止施策の「土台」となるもの



問題点

- ・ 建物の安全性が不十分
- ・ 高齢者・障害者等の増加に対応できていない
- ・ 矯正医療を適切に実施するための環境整備ができていない

➡ 「土台」が崩壊しかけている状況 ➡ ・ 改善更生・社会復帰に必要な指導・訓練等の実施のための設備整備も不十分

対策

適切な収容・処遇を確保するための施設整備

■ 高齢者・障害者対策

多機能トイレの設置、手すり・スロープ・階段昇降機等のバリアフリー化等

■ 医療体制の充実強化

病棟・医務執務室等の整備・環境改善

■ 耐震対策の推進

現在の耐震基準に適合していない施設の建て替え及び長寿命化改修工事の推進
災害時の地域における防災拠点・避難所としての機能維持による地域との共生

特性に応じた効果的な指導・支援・職業訓練等を充実強化するための施設整備

■ 各種指導・社会復帰支援の充実

改善指導・特定生活指導等の各種指導、就労・福祉的支援等の社会復帰支援を実施するための教室・面接室・執務室の整備等

■ 職業訓練の充実

雇用ニーズにマッチした職業訓練を実施するための訓練棟・実習場の整備等



工場棟多機能トイレ



改善指導実施のための教室



建築躯体科実習場



農林畜産作業

矯正施設のインフラ整備により再犯防止施策を推進